

## 日本公認会計士協会会則（抜粋）

制 定 昭和 41 年 12 月 1 日

最終変更 平成 21 年 7 月 8 日

### 第 6 章 品質管理のレビュー

（品質管理レビュー）

**第122条** 本会は、法第46条の9の2の趣旨を踏まえ、監査業務の公共性に鑑み、会員の監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、もって監査に対する社会的信頼を維持、確保するため、監査を遂行する主体としての公認会計士又は監査法人が行う監査の品質管理状況をレビューし、その結果を通知し、必要に応じ改善を勧告し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける（以下「品質管理レビュー」という。）。

- 2 品質管理レビューは、指導的性格を有するものであり、摘発又は懲戒を目的とするものと解してはならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者と監査契約を締結している公認会計士又は監査法人は、品質管理委員会規則（以下本章において「規則」という。）に定めるところにより、品質管理レビューを受けなければならない。
  - 一 会計監査人設置会社（資本金の額、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額その他の事項を勘案して規則で定める者を除く。）
  - 二 金融商品取引法第193条の2第1項又は第2項の規定により監査証明を受けなければならない者（規則で定める者を除く。）
  - 三 銀行法第2条第1項に規定する銀行
  - 四 長期信用銀行法第2条に規定する長期信用銀行
  - 五 保険業法第2条第2項に規定する保険会社
  - 六 前各号に掲げる者に準ずる者として規則で定める者
- 4 前項の品質管理レビューを受ける公認会計士又は監査法人（第139条第2項に基づくレビューを受けることとなった公認会計士又は監査法人を含む。）は、第123条に規定する品質管理委員会が効率的かつ適切に品質管理レビューを実施できるように全面的に協力しなければならないものとし、品質管理委員会が必要と判断したすべての記録、書類及びその他の情報を品質管理委員会に提出し、品質管理委員会からの書面又は口頭による質問に対して遅滞なく回答しなければならない。
- 5 第3項の品質管理レビューを受けた公認会計士又は監査法人（第139条第2項に基づくレビューを受けた公認会計士又は監査法人を含む。）は、第1項の勧告を受けたときは、速やかに当該勧告に応じた改善措置を講じなければならない。

（品質管理委員会の設置、職務及び権限）

**第123条** 本会に、前条第1項の目的を達成し、かつ、第7章に定める上場会社監査事務所登録に関する事項を所掌するため、品質管理委員会を置く。

- 2 品質管理委員会は、その職務を遂行するため、品質管理レビューの対象となる公認会計士若しくは監査法人から報告を徴し、又は当該公認会計士若しくは監査法人に質問をし、かつ資料の提示若しくは提出を求めることができる。
- 3 品質管理委員会は、品質管理レビューを通じて、公認会計士若しくは監査法人が表明した監査意見の妥当性に重大な疑念が生じた場合又は公認会計士若しくは監査法人の

本会の会則及び規則への準拠性に重大な疑念が生じた場合には、その旨を本会の会長に報告する。当該報告を受けた会長は第70条に基づく勧告又は指示のほか適切な措置を講ずるものとする。

4 品質管理委員会は、第125条第1項の品質管理審議会にその活動状況を定期的に報告する。

5 品質管理委員会は、第125条第3項の品質管理審議会からの勧告を付して委員会の活動状況を本会の会長に報告する。

6 本会の会長は、前項の報告の概要を常務理事会の議を経て公表する。

7 品質管理レビューの実施に必要な事項及び品質管理委員会の職務に必要な事項は、規則をもって定める。

(品質管理委員会の組織)

**第124条** 品質管理委員会は、会長及び委員31名以内をもって組織する。

2 品質管理委員会の会長は、本会の会長が指名する副会長をもってこれに充てる。

3 品質管理委員会の委員は、会長が常務理事会の議を経て、会員（監査法人は除く。）のうちから委嘱する。

(品質管理審議会)

**第125条** 本会に、品質管理委員会の適切な運営に資するため、品質管理審議会を置く。

2 品質管理審議会は、本会の会員3名以内及び会員外の学識経験を有する者6名以内をもって組織する。

3 品質管理審議会は、第123条第4項に基づく品質管理委員会からの報告を受けて、第122条第1項に規定する品質管理レビューが適切に行われているかどうかを検討、評価し、その結果を品質管理委員会に勧告するほか、第7章に定める上場会社監査事務所の登録に関する事項を所掌する。

4 品質管理審議会に予備委員を置く。

5 品質管理審議会の委員及び予備委員の選任は理事会が行い、会長がこれを委嘱する。

6 品質管理審議会の委員及び予備委員は、品質管理委員会の会長又は委員を兼ねることはできない。

7 品質管理審議会の運営に必要な事項は、品質管理審議会規則をもって定める。

(会則の準用)

**第126条** 第22条第3項（議事の非公開）、第23条（秘密を守る義務）、第80条（利害関係者の排除）、第139条第8項及び第9項（任期）の規定は、品質管理委員会及び品質管理審議会について準用する。

## 第7章 上場会社監査事務所の登録

(上場会社監査事務所部会の設置)

**第127条** 本会は、上場会社（第122条第3項第二号に定める者のうち、金融商品取引所に上場していない者を除く。以下本章において同じ。）と監査契約を締結している公認会計士又は監査法人（以下本章において「上場会社監査事務所」という。）の監査の品質管理の状況の一層の充実強化を図るため、上場会社監査事務所部会を本会の品質管理委員会に置く。

2 前項の上場会社監査事務所部会に、上場会社監査事務所名簿、未登録監査事務所名簿及び準登録事務所名簿を備え、これらを開示する。

(登録の申請)

**第128条** 上場会社監査事務所及び上場会社監査事務所登録規則（以下本章において「規

則」という。)に定める公認会計士又は監査法人(以下本章において「上場会社監査事務所等」という。)は、規則に定めるところにより、上場会社監査事務所部会への登録を品質管理委員会に申請しなければならない。

- 2 登録を申請する上場会社監査事務所等は、登録申請書、誓約書その他規則に定める書類を品質管理委員会に提出しなければならない。
- 3 品質管理委員会は、金融庁長官の行う懲戒処分等を受けた上場会社監査事務所等から登録の申請があったときは、規則に定めるところにより申請の受付を一定期間留保する。

(登録の審査、審議等)

**第129条** 品質管理委員会は、登録の申請を受け付けたときは、規則に定めるところにより、上場会社監査事務所部会への登録について審査し、その結論案を品質管理審議会に具申するものとする。

- 2 品質管理審議会は、前項の結論案を審議し、登録の可否を決定する。
- 3 品質管理委員会の審査及び品質管理審議会の審議に当たっては、規則に定めるところにより、品質管理レビューの結果等を踏まえ、登録の申請のあった上場会社監査事務所等の監査の品質管理の状況について、監査に関する品質管理基準等に基づき、公正かつ適切に判断しなければならない。
- 4 品質管理委員会は、第134条第2項の報告を受けたときは、上場会社監査事務所部会に登録が認められた上場会社監査事務所(以下本章において「登録監査事務所」という。)を、遅滞なく上場会社監査事務所名簿に登録し、規則に定める事項を開示するものとする。

(登録監査事務所の義務)

**第130条** 登録監査事務所は、本会が定める登録監査事務所の規約を遵守しなければならない。

(登録監査事務所に対する措置)

**第131条** 品質管理委員会は、品質管理レビューを通じて、登録監査事務所の監査の品質管理の状況等に相当な疑念が生じた場合は、監査の品質管理の状況の整備等を促すための措置について審査し、措置を講じる必要があると判断したときは、その結論案を品質管理審議会に具申するものとする。

- 2 品質管理審議会は、前項の結論案を審議し、その措置内容等を決定する。
- 3 第1項の措置は、次の4種とする。なお、これらの措置は重ねて行うことを妨げない。
  - 一 注意
  - 二 本会が行う継続的専門研修の履修指示
  - 三 品質管理レビューによる限定事項等の概要の開示
  - 四 上場会社監査事務所部会の登録の取消し並びにその旨及びその理由の開示
- 4 第129条第3項の規定は、規則に定めるところにより、第1項及び第2項に係る判断について準用する。
- 5 品質管理委員会が、第134条第2項に基づき、本条第3項第三号又は第四号の措置を通知した旨の報告を受けたときの開示の手続は、次の各号による。
  - 一 第3項第三号の措置  
上場会社監査事務所名簿への措置の概要の記載
  - 二 第3項第四号の措置  
上場会社監査事務所名簿からの抹消及び未登録監査事務所名簿への措置の概要の記載

- 6 品質管理委員会は、第129条第3項の審査に当たっての品質管理レビューにおいて、登録の申請があった上場会社監査事務所等の監査の品質管理の状況等に相当な疑念が生じた場合は、本条（第3項第四号及び第5項第二号を除く。）を準用し、必要な措置を講じることができる。

（懲戒処分等を受けた登録監査事務所の取扱い）

**第132条** 品質管理委員会は、登録監査事務所が金融庁長官の行う懲戒処分等を受けたときは、規則に定めるところにより、次の各号に定めるとおり取り扱うものとする。

- 一 金融庁長官の行う監査法人に対する業務の全部の停止処分若しくは解散命令又は公認会計士に対する登録抹消若しくは業務停止の懲戒処分を受けた場合  
上場会社監査事務所部会の登録の取消し並びにその旨及びその理由の開示
- 二 前号以外の懲戒処分等を受けた場合  
懲戒処分等を受けた旨の開示

2 品質管理委員会は、前項の取扱いを行う場合は、遅滞なく会長及び品質管理審議会に報告し、会長から当該上場会社監査事務所に通知した旨の報告を受けたときの開示の手続は、次の各号による。

- 一 前項第一号に該当する場合  
上場会社監査事務所名簿からの抹消及び未登録監査事務所名簿への取扱いの概要の記載
- 二 前項第二号に該当する場合  
上場会社監査事務所名簿への取扱いの概要の記載

3 前項の会長の手続は、第134条第2項を準用する。

（未登録監査事務所の取扱い）

**第133条** 品質管理委員会は、上場会社監査事務所が次の各号に該当する場合は、当該上場会社監査事務所の名称、その旨その他規則に定める事項を開示する旨の結論案を品質管理審議会に具申するものとする。

- 一 第128条に定める登録を申請しない上場会社監査事務所
- 二 第128条に定める登録を申請したが、登録が認められなかった上場会社監査事務所

2 品質管理審議会は、前項の結論案を審議し、その取扱いを決定する。

3 品質管理委員会は、第134条第2項に基づき、本条第2項の取扱いを通知した旨の報告を受けたときは、遅滞なく未登録監査事務所名簿に記載し第1項に定める事項を開示するものとする。

（会長による通知及び効力の発生時期）

**第134条** 品質管理審議会は、第129条第2項に定める登録の可否、第131条第2項に定める措置内容等及び第133条第2項に定める取扱いを決定したときは、会長に報告するものとする。

2 会長は、前項の報告を受けた場合は、当該上場会社監査事務所にその旨を通知し、通知した旨を品質管理委員会に報告しなければならない。

3 品質管理審議会が決定した事項は、会長が当該上場会社監査事務所に通知したときからその効力を有する。

4 第131条第5項、第132条第2項及び第133条第3項に定める開示を取り止める場合の手続は、規則において定める。

（準登録事務所）

**第135条** 上場会社監査事務所に該当しない公認会計士又は監査法人は、上場会社を監査する意向がある場合には、その監査の品質管理の状況を明らかにすることにより、準登

録事務所として、上場会社監査事務所部会への登録を品質管理委員会に申請することができる。

- 2 登録を申請する公認会計士又は監査法人は、登録申請書、誓約書その他規則に定める書類を品質管理委員会に提出しなければならない。
- 3 品質管理委員会は、前項の書類を確認し、登録を決定するものとし、その結果を会長及び品質管理審議会に報告しなければならない。
- 4 準登録事務所は、本会が定める準登録事務所の規約を遵守しなければならない。
- 5 準登録事務所の登録の手続その他必要な事項は、規則をもって定める。

(不服申立)

**第136条** 上場会社監査事務所は、第129条に定める登録、第131条に定める措置及び第133条に定める取扱いに不服がある場合は、規則に定めるところにより、品質管理審議会に不服申立をすることができる。

- 2 前項の不服申立は、第134条第3項に定める効力の発生を妨げない。

(規則への委任)

**第137条** 上場会社監査事務所部会の登録及び運営に必要な事項、並びに品質管理委員会及び品質管理審議会の職務及び運営に関する事項は、この会則に定めるもののほか、規則、品質管理委員会規則及び品質管理審議会規則をもって定める。